

習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針 4（4）

公募委員選任手続

1. 「習志野市審議会等の設置及び運営に関する指針」 4（4）に規定する公募委員の選任手続は次のとおりとする。

（1）応募資格

公募委員となることができる者は、本市に居住し、かつ、住所を有する者又は在勤若しくは在学する者で、満 18 歳以上のものとする。

（2）公募委員の申込

公募委員の申込をする者（以下「応募者」という。）は、応募申込書（別記様式）及び公募する審議会等にかかる意見・提言を 1, 200 字程度にまとめたレポート（以下「レポート」という。）を作成し、ちば電子申請サービス又は郵送により、所管課長に提出する。

（3）公募の告知

公募委員の公募は、所管課長が別記記載例を参考とし、市の広報紙、市ホームページへの掲載等を活用し、周知を図ることにより行うものとする。

（4）応募者との面談

所管課長は、あらかじめ応募者と面談し、その所見を応募申込書に記入するものとする。

（5）選考方法等

①公募委員の選考は、選考委員会において行う。

②選考委員会は、市長、副市長、教育長、企業管理者、総務部長及び所管部長により組織する。

③公募委員の選考は、応募申込書及びレポートの審査並びに審議会等の所管部長（以下「所管部長」という。）及び所管課長の意見を聴取することにより行う。

④選考委員会は、所管部長の申し出により、総務部長が招集する。

（6）決定の通知等

①総務部長は、選考委員会において公募委員を決定した後、その結果を直ちに所管部長へ通知するものとする。この場合において、所管部長は、応募者に対し、速やかに選考結果を通知するものとし、選出された公募委員に対し委嘱状を交付する。

②応募者のうち、公募委員とならなかった者の対応については、次のとおりとする。

ア. 傍聴を希望する者は、特別傍聴人とし、公開された審議会等の会議の傍聴を可能とする。なお、傍聴を希望する者の意思確認は、所管課長が公募委員の選考結果の通知と併せて行う。

イ. 特別傍聴人は、審議会等の会議を傍聴した上で、当該会議終了後、その審議内容について文書をもって意見を述べることができる。

なお、当該文書の提出期限は、所管課長が審議会等の長と協議の上、設けるものとする。

ウ. イ. により提出された意見の取扱は、各審議会等の判断に委ねるものとし、当該

取扱状況は、会議にて報告するものとする。

エ. 特別傍聴人となる期間は、公募委員の任期（（６）①の委嘱状に記載された期間とする。）と同じとする。

2. 実施日

本手続は、平成１３年５月１日から実施する。

本手続は、平成１９年４月１日から実施する。（一部改正）

本手続は、平成１９年７月１１日から実施する。（一部改正）

本手続は、平成２１年４月１日から実施する。（一部改正）

本手続は、平成２６年４月１日から実施する。（一部改正）

本手続は、平成２７年９月１日から実施する。（一部改正）

本手続は、平成３１年４月１日から実施する。（一部改正）

本手続は、令和 ７年６月１日から実施する。（一部改正）

令和 年 月 日

別記様式（１．（２））

習志野市審議会等委員応募申込書

審議会等名 _____

ふりがな		性別	
氏 名		生 年 月 日	昭・平・令 年 月 日
住 所			
連 絡 先	(日中連絡が取れる電話番号)		
職 業			
職 歴	勤務先・部署名	在職期間	
公 職 等 の 経 歴 (市の審議会等、公的な組織の委員、 役員などの経歴がある場合は記載し てください。)	名称（職名）	就任期間	
応募の動機			

※以下、所管課記入欄（申込者は記入しないでください。）

所 管 課 所 見	

部 課

「広報習志野」原稿案（囲み 1/6 ページ）

〇〇〇委員を募集します

問 〇〇〇課

本審議会は、〇〇〇に関する事項を調査・審議する機関です。

任期：〇月〇日から２年間（会議は年〇回程度）

対象：市内在住・在勤・在学の満１８歳以上

定員：〇人

申込方法：以下の書類をちば電子申請サービスから送信または郵送

※受付は〇月〇日（〇）必着

- ・所定の申込書（市ホームページ掲載、窓口にて配布）
- ・「〇〇〇について」をテーマとした意見・提言を 1,200 字程度に
まとめたレポート（書式不問）

提出先：〒275-8601 習志野市役所〇〇課（市役所〇階）

QR コード

▲詳しくはこちら

《注意事項》

※広報課に原稿案を送付する際、QR コードはワードの原稿に貼り付けず JPEG 等のデータを添付してください。

※例年 12 月頃に、広報課が照会する「広報習志野（記事・表紙）」の掲載希望調査にて記事のスペースの確保をお願いします。（1/6 ページ程度）